

告 示

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和2年8月13日

海陽町長 三浦 茂貴

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集R2-1号	小川字桑原 谷 51-26	57-イ-3-3	山林	8.94	2031.3.31 まで	
集R2-2号	小川字桑原 谷 51-18	56-イ-7-4	山林	10.70	2031.3.31 まで	
集R2-3号	小川字玉笠 94	149-ロ-1-3	山林	6.45	2031.3.31 まで	
集R2-4号	小川字涼野 々 12-1	146-ハ-6-2	山林	1.81	2031.3.31 まで	
集R2-5号	平井字寒ヶ 瀬 159	66-ハ-3-3	山林	3.80	2031.3.31 まで	
集R2-6号	平井字川又 154-1, 154-4	81-イ-1-7	山林	1.80	2031.3.31 まで	
集R2-7号	平井字大木 屋 100	69-イ-2-4	山林	1.00	2031.3.31 まで	

2 縦覧場所 海陽町農林水産課（海南庁舎、宍喰庁舎）

3 本公告により、海陽町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上